

豊中市既存民間建築物耐震診断補助制度のご案内

豊中市では、災害に強いまちづくりを目指す施策の一環として、『新耐震基準』以前の耐震基準で設計された建築物の『耐震診断』を積極的に進めていただくために、耐震診断費用の一部を補助する制度を設けていますのでご案内申し上げます。

▼ 補助対象建築物

豊中市内の民間建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。平成17年改正法律第120号。)第6条に規定する*特定建築物(現に使用しているものに限り。)
- (2) 住宅(一戸建て住宅、店舗等併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅)、長屋住宅、共同住宅を含み、現に居住しているものに限り。以下同じ)

▼ 補助対象者

建築物の所有者(区分所有の場合は管理組合)

▼ 補助内容

補助額は次のとおりです。(ただし、診断費用には補修の見積もり、補修費、修繕費、補強計画作成費等は、含まれません)

補助対象建築物	補助額
(1) 特定建築物	100万円を限度額として、耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1。ただし、耐震診断及び予備診断に要した費用は次に掲げる額を限度とします。 ア 延べ面積1,000㎡未満のものは、1㎡当たり2,000円として計算した額。 イ 延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満のものは、1㎡当たり1,500円として計算した額。 ウ 延べ面積2,000㎡以上のものは、1㎡当たり1,000円として計算した額。
(2) 住宅 (木造を除く)	1戸あたり25,000円として計算した金額と(1)の規定により算出した額のいずれか低い方の額とします。
(3) 木造住宅	耐震診断に要した費用の10分の9。ただし、1戸当たり45,000円として計算した額と床面積1㎡当たり1,000円として計算した額のいずれか低い方の額を限度とします。

※上記により算出した補助額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

※耐震診断をご希望の方は、まず窓口にて事前相談をして下さい。

▼ 問合せ先

詳細については、都市計画推進部土地利用調整センター建築審査課
TEL 06-6858-2422 にお問合せ下さい。